

びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金Q&A

令和5年4月1日現在

補助対象住宅について	
Q1	補助金の対象となる「専用住宅」とは、どのようなものですか。
A1	自己の居住の用に供される建築物を言います。居住の用に供するために必要最低限の施設(玄関、トイレ、キッチン等)が存在していることが必要です。実績報告時において、当該住宅を住民登録地としている必要があります。
Q2	借家に住んでいます。補助金の対象になりますか。
A2	対象となります。ただし、賃貸借契約書の写しおよび所有者の同意書が必要です。
Q3	店舗や事務所、また店舗併用住宅は対象になりますか。
A3	店舗や事務所は対象になりません。ただし、店舗併用住宅の場合は、自己の居住の用に供される部分のみ補助金の対象となります。
Q4	自己所有の建物ですが、1階が店舗で2階が住宅の併設住宅となっています。屋根を塗り替えたいのですが対象になりますか。
A4	店舗併用住宅などは、自己の居住の用に供される部分のみが補助対象です。ただし、屋根や外壁など一体として機能している部分については、面積按分により住宅部分を算出してください。
Q5	2世帯住宅のトイレ、キッチン、浴室など2か所ずつある場合、それぞれ別に補助を受けることができますか。
A5	2世帯住宅は1つの住宅であるため、それぞれを補助することはできません。
Q6	施工業者が、自己(または家族)が所有し、居住する住宅を自ら施工する場合は対象になりますか。
A6	対象となります。ただし、見積書については、金額の根拠や比較ができるように、他社の見積書の提出が必要です。
Q7	同居の父親の名義となっている住宅の場合、父親が申請者となる必要がありますか。
A7	世帯員が所有されている住宅であれば、どなたが申請していただいても結構です。世帯員以外の親族が所有されている住宅の場合は、所有者の同意書(任意様式)を添付してください。ただし、リフォーム工事の発注者と、補助金の申請者は同一である必要があります。

補助対象工事について	
Q8	どのような工事が対象になりますか。
A8	市内事業者による100万円以上のリフォーム工事が対象となります。
Q9	市内の施工業者の考え方はどうなりますか。
A9	市内に事業所もしくは営業所を有する法人または個人事業者の方です。
Q10	工事はいつから開始できますか。また、いつまでに完了する必要がありますか。
A10	交付決定通知を受けた後に着工し、交付申請を行った年度内に支払いが完了する工事が対象です。
Q11	自分で材料を購入して、工事する場合は対象になりますか。
A11	対象になりません。市内の施工業者を利用することが条件となります。
Q12	住宅の解体工事は対象になりますか。
A12	解体工事のみは対象になりませんが、リフォーム工事と同時に行う場合は対象となります。
Q13	エアコンを設置した場合、エアコン代も補助対象となりますか。その他の家電の購入・設置も対象となりますか。
A13	家電製品の購入・設置は対象になりません。ただし、施工を伴う天井埋め込み型の設備等で天井の張り替え等が必要な場合は対象となります。(壁掛け型のエアコンは家電製品として扱うことから対象外です。)
Q14	IHクッキングヒーター設置工事は対象になりますか。
A14	工事を伴うものは対象となります。ただし、機器の取り替えのみの場合は対象になりません。
Q15	下水道に接続するため、キッチンやトイレの設備改修工事をしたいが、接続工事や配管工事は対象になりますか。
A15	キッチン、トイレ、お風呂などの下水道関連工事について、給排水工事のうち屋内工事は対象となりますが、屋外の配管工事は対象になりません。
Q16	家具の購入は対象になりますか。
A16	対象になりません。ただし、造作大工工事が必要な造り付け収納家具は対象となります。
Q17	シャワー式トイレの便座のみの取り替えや設置は対象になりますか。
A17	便器の取り替え工事と併せて設置するものは対象となります。
Q18	窓ガラス、網戸、雨戸、ふすま、障子、畳等の取り替え工事は対象になりますか。
A18	対象となります。
Q19	床暖房設備は対象になりますか。
A19	シートを貼るだけといった簡易なものは対象になりません。ただし、工事を伴うものは対象となります。
Q20	カーテン、ブラインドの設置や取り替えは対象になりますか。

A20	対象となりません。ただし、壁紙張り替えなどの内装工事に合わせて設置するものは対象となります。
Q21	一つの工事について、複数の施工業者に分離して発注する場合、工事全体が対象となりますか。
A21	工事全体が補助の対象となります。
Q22	設計費や工事監理費は対象となりますか。
A22	対象となりません。
Q23	バリアフリー改修工事(手すりの設置、昇降機の設置、ホームエレベーターの設置、段差解消など)は対象となりますか。
A23	対象となります。ただし、他の補助制度利用部分は対象外となります。

申請要件等について

Q24	「三世代同居」加算について、年齢要件はありますか。
A24	年齢要件はありません。
Q25	「子育て世帯」「三世代同居」加算について、子を妊娠中である場合、加算の対象となりますか。
A25	申請日時点で妊娠中であれば、加算の対象となります。 この場合、申請時に母子健康手帳の写し(保護者の名前と予定日が分かる部分)を添付してください。
Q26	三世代で同居していますが、事情があり親子世帯と祖父母世帯の住民票を分けています。「三世代同居」加算の対象となりますか。
A26	親子世帯分と祖父母世帯分の住民票を添付していただき、住民票上の住所が同一の場合、「三世代同居」加算の対象とします。

申請手続などについて

Q27	どのように申請すればいいですか。また、代理申請は可能ですか。
A27	申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 申請書に必要事項を記入の上、市役所各庁舎に提出してください。郵送での提出も可能です。 また、施工業者等による代理申請も可能ですが、内容について申請者ご本人に確認させていただく場合があります。
Q28	書類の印鑑は、どのようなものでも構いませんか。
A28	認印で結構です。
Q29	申請書や実績報告書に添付する写真についてどのようなものが必要ですか。
A29	工事を行う部分の施工前および施工後の写真を添付してください。 工事完了後に施工箇所が隠れてしまう部分については、施工中の写真も添付してください。 カラーで、A4の用紙に貼付してください。(カラープリンターでも可です。) また、施工前、施工後の写真は同一アングルで撮影してください。
Q30	固定資産税課税明細書は、どのようなものを提出すれば良いですか。
A30	毎年5月頃に市から送付される、固定資産税課税明細書の対象住宅部分の写しを提出してください。 紛失された場合は、市役所各庁舎窓口で発行する「名寄帳」で代用してください。(手数料が必要です。) また、登記事項全部証明書など、所有者が確認できる書類で代用することもできます。
Q31	見積書は決まった様式はありますか。
A31	工事内容の内訳が分かるものであれば様式は問いません。 施工業者の名称、所在地、電話番号の記載および押印が必要です。
Q32	領収書は決まった様式はありますか。
A32	金額、工事内容の内訳が分かるものであれば様式は問いません。 金融機関で振り込んだ場合の、振込依頼書(振込明細書)でも可。
Q33	実績報告書はいつまでに提出すればいいですか。
A33	工事完了後から30日以内に提出してください。ただし、交付申請を行った翌年度の4月10日を超えてはいけません。